

【 文 教 ・ 科 学 委 員 会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願9種類64件のうち、2種類3件を採択した。

〔法律案の審査〕

参議院先議として提出された**著作権等管理事業法案**は、著作権に関する仲介業務についての許可制度を廃止し、著作権及び著作隣接権の管理事業について登録制度を実施するとともに、使用料規程に関する協議及び裁定の制度を設けること等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、著作権等管理事業者と利用者との使用料規程に関する協議と行政の関わり方、指定著作権等管理事業者に関する協議・裁定制度の円滑な運用、本法律案と独占禁止法との調整問題等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。なお、10項目の附帯決議が付された。

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案は、人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持を図るため、クローン技術及び特定融合・集合技術により作成される胚の、人又は動物の胎内への移植を禁止するとともに、クローン技術等により作成された胚の適正な取扱いを確保するための措置を定めようとするものである。

なお、本法律案については、衆議院において、附則第2条に規定されている検討を行うに当たり、最近のクローン技術等の急速な進展、これらを取り巻く状況の変化等にかんがみ、その検討時期を早めること、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討結果を踏まえること等の修正が行われた。

委員会においては、参考人からの意見を聴取するとともに、倫理を踏まえた科学技術研究の在り方、生殖補助医療に関する適切な規制の必要性、クローン技術規制の実効性等について質疑が行われた後、多数をもって原案どおり可決した。なお、7項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月31日、大島文部大臣及び大島科学技術庁長官から、それぞれ就任に当たっての見解を聴取した。

11月2日、教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行い、教育の今日的課題への取組、北海道の教育現場における諸問題、教育改革国民会議の提言、心の教育、スポーツ振興投票券、障害者スポーツの所管、スポーツ振興策等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成12年10月31日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成12年11月2日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 教育の今日的問題への取組に関する件、北海道の教育現場における諸問題に関する件、教育改革国民会議の提言に関する件、心の教育に関する件、スポーツ振興投票券に関する件、障害者スポーツの所管に関する件、スポーツ振興策に関する件等について大島国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 著作権等管理事業法案（閣法第13号）について大島文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月7日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 著作権等管理事業法案（閣法第13号）について大島文部大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第13号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月17日（金）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について大島科学技術庁長官から趣旨説明を聴き、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員平野博文君から説明を聴いた。

○平成12年11月24日（金）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について参考人京都大学大学院法学研究科教授・ユネスコ国際生命倫理委員会委員長位田隆一君、三菱化学生命科学研究所主任研究員櫛島次郎君及び京都大学名誉教授・科学技術会議議員井村裕夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月28日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について大島科学技術庁長官、渡海科学技術政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月30日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）に

ついて修正案提出者衆議院議員平野博文君、大島科学技術庁長官、福島厚生政務次官、渡海科学技術政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第7号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会

反対会派 社民

なお、附帯決議を行った。

- 請願第898号外2件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第129号外60件を審査した。
- 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案(閣法第7号)

【要旨】

本法律案は、人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持に重大な影響を与える可能性があるクローン技術等を規制し、社会及び国民生活と調和のとれた科学技術の発展を期することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 禁止行為

何人も、人クローン胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚又はヒト性集合胚を人又は動物の胎内に移植してはならないものとする。

2 指針及びその遵守義務

- (1) 文部科学大臣は、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚、ヒト集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚、動物性融合胚又は動物性集合胚(以下「特定胚」という。)の作成、譲受又は輸入及びこれらの行為後の取扱い(以下「特定胚の取扱い」という。)の適正を確保するため、生命現象の解明に関する科学的知見を勘案し、特定胚の取扱いに関する指針(以下「指針」という。)を定めなければならないものとする。
- (2) 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。
- (3) 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。
- (4) 特定胚の取扱いは、指針に従って行わなければならないものとする。

3 特定胚に関する届出

- (1) 特定胚を作成し、譲り受け、又は輸入しようとする者は、一定の事項を文部科学大臣に届け出なければならないものとする。
- (2) (1)の届出をした者は、偶然の事由により別の特定胚が生じたときは、当該特定胚を直ちに廃棄する場合を除き、速やかに、一定の事項を文部科学大臣に届け出な

ればならないものとする。

- (3) (1)又は(2)の届出をした者は、特定胚を譲り渡し、輸出し、滅失し、又は廃棄したときは、遅滞なく、一定の事項を文部科学大臣に届け出なければならないものとする。

4 特定胚の取扱いに関する命令等

- (1) 文部科学大臣は、3の(1)の届出に係る特定胚の取扱いが指針に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、当該特定胚の取扱いの方法に関する計画の変更又は廃止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- (2) 文部科学大臣は、3の届出をした者の特定胚の取扱いが指針に適合しないものであると認めるときは、その届出をした者に対し、特定胚の取扱いの中止又はその方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

5 罰則

- (1) 1に違反した者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。
- (2) その他所要の罰則規定を設けるものとする。

6 附則

- (1) この法律のうち、
- ① 1に関する部分については、公布の日から起算して6月を経過した日
 - ② 2から4に関する部分については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- (2) その他所要の経過措置等を整備するものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、「政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、特定胚の取扱いに係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」としていたのを「政府は、この法律の施行後3年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とする修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に際し、次の事項に関して特に配慮すべきである。

- 1 法第4条第1項の規定に基づき、本法施行後早急に指針を策定することとし、その指針には以下の要件が盛り込まれること。
- ア 法第3条に掲げる胚以外の特定胚についても、人又は動物の胎内に移植された場合に人の尊厳の保持等に与える影響が人クローン個体若しくは交雑個体に準ずるものとなるおそれがあるかぎり、人又は動物の胎内への移植を行わないこと。
- イ 特定胚を取り扱うことができる場合としては、事前に十分な動物実験その他の実験手段を用いた研究が実施されており、かつ、特定胚を用いる必要性・妥当性が認めら

れる研究に限ること。

ウ 特定胚の材料となるヒト受精胚、ヒトの生殖細胞の提供者の同意は、研究目的と利用方法等についての十分な説明を受けた上での理解に基づく自由な意思決定によるものでなければならないこと。特に卵子提供については、女性の身体的・心理的負担に配慮し、提供者に不安を生じさせないように十分に措置を講ずること。

エ 特定胚及びその材料となるヒト受精胚、ヒトの生殖細胞の授受は無償で行うこと。

2 指針の策定、変更に当たっては、国民の意見を十分聴取すること。

3 ヒト受精胚は人の生命の萌芽であって、その取扱いについては、人の尊厳を冒すことのないよう特に誠実かつ慎重に行わなければならないこと。

4 ヒト胚性幹細胞については、ヒト受精胚から樹立されるものであることにかんがみ、その樹立に用いるヒト受精胚は余剰胚に限定するとともに、その樹立及び使用も必要性・妥当性が認められるものに限ること。

5 クローン技術が、比較的容易に実施し得る可能性があり、かつ、今後、急速な進展が予測されることから、本法施行後も、より実効性のある規制の在り方について引き続き検討を行うこと。

6 生命科学分野における研究は、医療等においては高い有用性が認められるものの、人間の尊厳の保持及び社会秩序の維持等に重大な影響を与える危険性も併せ持つことにかんがみ、その研究が、倫理的に、また、慎重に行われるよう十分な措置を講ずること。

7 本法及び指針で規制される内容、並びにクローン技術等の周辺技術である生殖医療、ヒト胚性幹細胞等による再生医療にかかるガイドライン等で規制される内容が、全体的に十分理解されるよう努めること。

右決議する。

著作権等管理事業法案（閣法第13号）（先議）

【要旨】

本法律案は、一定の範囲の著作物に係る著作権に関する仲介業務についての許可制度を廃止し、著作権及び著作隣接権を管理する事業についての登録制度の実施等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、著作権及び著作隣接権を管理する事業を行う者について登録制度を実施し、管理委託契約約款及び使用料規程の届出及び公示を義務付ける等その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護するとともに、著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にし、もって文化の発展に寄与することを目的とすること。

2 登録

著作権等管理事業を行おうとする者は、文化庁長官の登録を受けなければならないこととすること。

3 業務

(1) 著作権等管理事業者は、管理委託契約約款を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならないこととし、管理委託契約約款に

よらなければ、管理委託契約を締結してはならないこととする。

- (2) 著作権等管理事業者は、委託者に対し、管理委託契約約款の内容を説明しなければならないこととする。
- (3) 著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならないこととし、使用料規程に定める額を超える額を、取り扱っている著作物等の使用料として請求してはならないこととする。
- (4) 著作権等管理事業者は、文化庁長官が使用料規程の届出を受理した日から起算して30日を経過する日までの間は、使用料規程を実施してはならないこととし、文化庁長官は、使用料規程を実施してはならない期間を延長し、又は短縮することができることとする。
- (5) 著作権等管理事業者は、管理委託契約約款及び使用料規程を公示しなければならないこととする。
- (6) 著作権等管理事業者は、取り扱っている著作物等の利用の許諾を拒んではならないこととする。
- (7) 著作権等管理事業者は、取り扱っている著作物等に関する情報等を利用者に提供するように努めなければならないこととする。
- (8) 著作権等管理事業者は、著作権等管理事業に係る財務諸表等を作成し、事業所に備えて置かなければならないこととし、委託者は、財務諸表等の閲覧又は謄写を請求することができることとする。

4 監督

報告徴収及び立入検査、業務改善命令、登録の取消し等文化庁長官の著作権等管理事業者に対する監督に関し規定すること。

5 使用料規程に関する協議及び裁定

- (1) 指定著作権等管理事業者は、利用者代表から、届出をした使用料規程に関する協議を求められたときは、これに応じなければならないこととし、利用者代表が協議を求めたにもかかわらず指定著作権等管理事業者が協議に応じず、又は協議が成立しなかった場合であって、利用者代表から申立てがあったときは、文化庁長官は、指定著作権等管理事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができることとする。
- (2) 協議の開始又は再開の命令があった場合において、協議が成立しないときは、指定著作権等管理事業者又は利用者代表は、使用料規程について文化庁長官の裁定を申請することができることとする。

6 信託業法の適用除外

信託業法第1条及び第2条の規定は、管理委託契約に基づき著作権等のみの信託の引受けを業として行う者については、適用しないこととし、また、信託会社等は、信託業法第4条の規定にかかわらず、管理委託契約に基づき著作権等の信託の引受けをすることができることとする。

7 罰則

著作権等管理事業を行う者の罰則に関し規定すること。

8 附則

- (1) この法律の施行期日について定めること。
- (2) 著作権に関する仲介業務に関する法律は、廃止すること。
- (3) この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関連法律について所要の改正を行うこと。

【附帯決議】

政府は、本法を施行するに当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 文化の発展にとどまらず、IT時代のコンテンツ産業発展の基盤となる著作権制度の重要性にかんがみ、著作権思想の普及・啓発に一層努めるとともに、著作権等管理事業者の健全な育成を図られるようその環境の整備に努めること。
- 2 本法の立法主旨、条項の解釈等、当委員会の審議を通じて明らかにされた内容について、委託者、利用者及び著作権等管理事業者の関係者に十分周知徹底するよう努めること。
- 3 著作権等管理事業者の使用料規程の届出に際しては、著作権等管理事業者があらかじめ利用者又は利用者団体から意見聴取を行うよう努めなければならない旨の規定が尊重されるよう指導すること。
- 4 著作権等管理事業者と利用者又は利用者団体との使用料規程に関する協議については、委託者と利用者の利益の適切な均衡を図るため、公正な取引・競争環境の確保や関係者間の話し合いの促進など必要な諸条件の整備に努めるとともに、必要に応じて適切な指導を行うこと。
- 5 指定著作権等管理事業者に関する協議・裁定制度の運用に当たっては、当事者間で円滑な協議が行われ、実態の変化に即した円滑な利用秩序が形成されるよう配慮すること。
指定著作権等管理事業者以外の著作権等管理事業者についても円滑な利用の確保の観点から、使用料の設定等を含め、運用に当たって適切な対応を行うこと。
- 6 著作物のデジタル化・ネットワーク化に伴う著作物等の利用形態の広域化、多様化に対応して、著作権等の保護と著作物等の利用の円滑化を図るため、著作物等の利用技術の発展・普及に十分対応できるよう配慮し、検討するとともに、国際的連携を推進し、著作権制度の改善・充実に努めること。
- 7 著作権等管理事業者間の公正な競争の確保及び著作権等管理事業者の利用者に対する優越的地位の濫用の防止を図るため、独占禁止法に基づき公正取引委員会を始めとする関係省庁が協力して適切な措置を講ずるよう指導すること。
- 8 著作権等管理事業の実施に際しては、著作権者等の保護という公益性を踏まえた運営がなされ、また、著作物等の経済的価値のみが優先され、文化的価値の高い著作物等が不利益な取扱いを受けることのないよう、著作権等管理事業の実施状況を的確に把握し、必要に応じて適切な指導を行う等、運用に当たって配慮すること。
- 9 多彩で豊かな文化的所産の創造と継承を図るため、総合的な文化振興方策を推進し、芸術創造活動等に対する支援の充実に努めること。
- 10 障害者が著作物を享受する機会等が十分に確保されるよう制度の見直しを含め、積極的に取り組むこと。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
7	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案	衆	12. 10. 6	12. 11. 17	12. 11. 30 可決 附帯	12. 11. 30 可決	12. 11. 7 科学技術	12. 11. 15 修正 附帯	12. 11. 16 修正
			○12. 11. 17 参本会議趣旨説明			○12. 11. 7 衆本会議趣旨説明			
13	著作権等管理事業法案	参	10. 13	10. 31	11. 7 可決 附帯	11. 8 可決	11. 14 文教	11. 17 可決 附帯	11. 21 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議